



【発信日】令和3年12月21日

【問い合わせ先】

大野市役所（1階 8番窓口）

地域経済部産業政策課 安達、平田

電話 0779-64-4816 内線 1810

市内事業者の事業継続を独自支援 ～大野市版中小企業者等事業継続支援金～

市では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた市内事業者の事業継続を支援するため、市独自の支援金給付制度を下記のとおり創設しました。

市民及び市内事業者に広く情報を届けたく、周知にご協力をお願いします。

記

1 対象事業者

福井県中小企業者等事業継続支援金（※）を受給した中小企業者などのうち、市内に本社があるもの

2 給付対象者及び給付額

- （1）令和3年1月～9月の間に1か月以上、前々年または前年同月と比べ50%以上の売り上げ減少があったもの 20万円
- （2）令和3年1月～9月の間に1か月以上、前々年または前年同月と比べ30%～50%未満の売り上げ減少があったもの 10万円
- （3）県支援金の創業特例適用者 5万円

※（1）の対象事業者のうち製造業者は、令和3年1月～9月の間の任意の連続する6月以内に支払った電気料（製造原価使用分に限る）の4分の1相当額を加算する。ただし、個人は20万円、法人は50万円を上限とする

3 申請方法

①福井県電子申請サービスシステムにより申請する（福井県電子申請サイト⇒）



②市産業政策課（市役所1階⑧番窓口）に備え付けの申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添付したうえで、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送するか、持参する。（申請書は市ホームページからもダウンロード可能：大野市ホームページ⇒）



4 申請期限 令和4年2月10日（木）

5 提出先 問い合わせ先に同じ

（※）福井県中小企業者等事業継続支援金とは

福井県緊急事態宣言の発出等により、売上げが大きく減少した事業者の事業継続を支援するため「中小企業者等事業継続支援金」を支給するもの。

- <給付額> （1）売上減少が前々年または前年同月と比べ50%以上の月 1か月あたり10万円
（2）売上減少が前々年または前年同月と比べ30%～50%未満の月 1か月あたり 5万円
（1）、（2）あわせて1事業者あたり最大6か月分まで（最大60万円）
- <受付期間> 令和3年7月26日（月）から令和3年12月28日（火）まで